

筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

令和8年9月24日

筑前町長 田頭 喜久己

筑前町条例第26号

筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例（平成17年筑前町条例第77号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行
（対象者） 第3条 この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。 （1） 町の区域内に住所を有する者で、<u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から</u>のもの （2） 略 2～4 略 （重度障害者医療費の支給） 第4条 町は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場	（対象者） 第3条 この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。 （1） 町の区域内に住所を有する者で、<u>3歳に達する日の属する月の翌月の初日以後にあるもの</u> （2） 略 2～4 略 （重度障害者医療費の支給） 第4条 町は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場

合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、自己負担分相当額のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

- (1) 入院の場合 1日につき500円（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）とし、1月につき10,000円 _____ を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）とし、1月につき6,000円 _____ を限度とする。

- (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき 500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額のときは、当該額とする。）

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

4 略

合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、自己負担分相当額のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

- (1) 入院の場合 1日につき500円 _____ とし、1月につき10,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円 _____ とし、1月につき6,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。

- (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき月500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額のときは、当該額とする。）

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

4 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 町長は、施行日前においても、改正後の筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例第5条第1項の受給資格の認定を行い、受給資格者に対する重度障害者医療証の交付をすることができる。